

改正 平成 19 年 7 月 31 日新人委第 312 号  
改正 平成 19 年 10 月 25 日新人委第 515 号  
改正 平成 20 年 3 月 31 日新人委第 883 号  
改正 平成 20 年 10 月 22 日新人委第 558 号  
改正 平成 21 年 2 月 10 日新人委第 864 号  
改正 平成 21 年 3 月 24 日新人委第 988 号  
改正 平成 22 年 3 月 23 日新人委第 967 号  
改正 平成 22 年 3 月 30 日新人委第 976 号  
改正 平成 24 年 11 月 29 日新人委第 572 号  
改正 平成 25 年 11 月 27 日新人委第 550 号  
改正 平成 28 年 3 月 30 日新人委第 687 号の 3  
改正 平成 28 年 12 月 28 日新人委第 625 号の 2  
改正 平成 29 年 3 月 30 日新人委第 815 号の 3  
改正 平成 30 年 3 月 29 日新人委第 782 号の 2  
改正 令和 2 年 3 月 23 日新人委第 838 号の 3  
改正 令和 5 年 1 月 20 日新人委第 694 号  
改正 令和 8 年 3 月 11 日新人委第 697 号

新人委第 9 号  
平成 19 年 4 月 1 日

各 任 命 権 者 様

新潟市人事委員会  
委員長 丸山 正

#### 初任給、昇格、昇給等規則の運用について

新潟市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（平成 19 年新潟市人事委員会規則第 29 号）の運用については、別に定めるものを除き、下記のとおり定めるところによって実施するよう通知します。

記

## 第1条関係

「別に定める場合」とは、条例の一部改正に伴い制定される俸給の切替え等に関する人事委員会規則で規定する場合等をいう。

## 第4条関係

- 1 級別資格基準表に定める資格基準は、職務の級を決定する場合に必要な職員の資格についての基準であり、各職員の職務の級の決定に当たっては、職員が同表に定める資格基準を満たしていることが必要とされる。
- 2 「この規則において別に定める場合」とは、例えば、第19条第4項に規定する場合をいう。

## 第5条関係

- 1 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の各区分は、この条の第2項第1号及び第2号に該当する者にあつてはその任用の基礎となつた正規の試験の区分、同項第3号に該当する者にあつてはかつて同項第1号及び第2号に該当した際の当該正規の試験の区分に応じて適用するものとする。なお、同項第1号に掲げる職員又はこの条の第3項の規定の適用を受ける職員には、現に在職する職員でそれぞれ新たにこの条の第2項第1号及び第2号に該当することとなつたもの又は新たにこの条の第3項の規定の適用を受けることとなつたものを含む。
- 2 この条の第2項第3号の「その他人事委員会の定めるこれらに準ずる者」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社又は公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(第17条関係においてこれらを「地方公社」という。)に勤務する者
  - (2) 沖縄振興開発金融公庫に勤務する者
  - (3) 特別の法律の規定により国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第7条の2第1項に規定する公庫等職員とみなされる者
  - (4) 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人又は旧公共企業体の職員
  - (5) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。)又は国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人の役員(沖縄振興開発金融公庫の役員を除く。)
- 3 この条の第3項の「正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者」とは、例えば、新潟市職員任用規則(平成19年新潟市人事委員会規則第7号)の規定による試験の結果に相当すると認められる選考の結果に基づき任用された職員をいう。
- 4 この条の第4項の「同表において別に定める場合」とは、医療職俸給表(3)級別

資格基準表の「准看護師養成所卒」の区分の場合をいう。

- 5 この条の第4項ただし書の「その者に有利である場合」には、職員の有する学歴免許等の資格のうち下位の資格に基づき、その者をこの条の第5項の「下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員」として同項の規定を適用する方が有利となる場合を含むものとし、この場合には、当該下位の資格を基礎として同項の規定を適用することができる。

#### 第6条関係

- 1 職員の経験年数の起算及び換算については、この条の規定によるほか、それぞれの級別資格基準表の備考に定めるところによる。
- 2 経験年数の計算は、月を単位として行うものとする。この場合において、1月に職員として同種の職務に在職した期間とその他の期間があるとき又は換算率の異なる2以上の期間があるときは、その月は、職員にとって有利な方の経歴の期間にかかる月として取り扱うものとする。
- 3 この条の第2項の規定により換算した年数に1月未満の端数が生じたときは、その端数を合算するものとし、なお1月未満の端数が生じたときは、これを1月に切り上げる。

#### 第7条関係

この条の規定は、級別資格基準表を適用する場合における経験年数を免許を取得した時以後とする旨同表の備考に定められている職員に対しても適用される。この場合において、職員が修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を取得した時期がその免許を取得した時以後であるときは、当該学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数をもってその者の経験年数として取り扱うものとする。

#### 第8条関係

「級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 医療職俸給表(1)級別資格基準表の備考に規定する場合
- (2) 医療職俸給表(2)級別資格基準表の備考に規定する場合
- (3) 医療職俸給表(3)級別資格基準表の備考第2項に規定する場合

#### 第9条関係

- 1 級別資格基準表の試験欄の「その他」の区分の適用を受ける職員が、同欄の「正規の試験」の区分の適用を受けることとなった場合又は同欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける職員が他の「正規の試験」の区分の適用を受けることとなった場合におけるその者の在級年数は、それぞれ新たに適用される区分の適用を受けることとなった時以後のものとする。
- 2 降格した職員(第24条第1項に規定する異動をしたことにより降格した職員を除く。)又は退職の日若しくはその日の翌日再び採用された職員については、当該降格又は退職前においてその職務の級以上の職務の級に在職していた期間(前項に該当する者にあつては、同項に定めるところによる期間)をその職務の級における在級年数として取り扱うことができる。

3 在級年数の計算は、月を単位として行うものとする。

#### 第10条関係

この条の第2項の規定により職員の職務の級を決定する場合には、別に定めるもののほか、「人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について（平成21年新人委第863号）」に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 第11条関係

- 1 この条の第1項の規定の適用にあたって用いられる初任給基準表に定める号俸には、第13条の規定による号俸が含まれる。
- 2 この条の第1項の「当該職務の級の号俸が同表に定められていないとき」とは、新たに職員となった者の決定された職務の級の号俸がその者に適用される初任給基準表の初任給欄に定められていないときをいい、例えば、一般俸給表初任給基準表の試験欄の「その他」の区分の適用を受ける者の職務の級が一般俸給表の2級以上の職務の級である場合等がこれに該当する。
- 3 この条の第1項の「第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号俸」とは、初任給基準表のその者に適用される区分に対応する初任給欄の号俸を昇格又は降格の日の前日に受けていたものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる昇格後の号俸又は降格後の号俸をいう。なお、これらの規定の適用については、昇格したものとされる職務の級が2級以上上位の職務の級である場合においても同様とする。

#### 第12条関係

- 1 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の各区分の適用については、第5条関係第2項の規定の例によるもの（第5条第3項の規定の適用を受ける場合にあっては、同条第3項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分）とする。なお、初任給基準表の試験欄に適用される区分の定めのない者については、第11条第1項ただし書の規定によることとなる。
- 2 この条の第2項の「同表において別に定める場合」とは、医療職俸給表(3)初任給基準表の学歴免許等欄の「准看護師養成所卒」の区分の場合をいう。

#### 第13条関係

- 1 この条の第1項の「同欄の号俸とすることができる」とは、初任給基準表の初任給欄に定める号俸を同項の規定による号俸に読み替えることができるという趣旨である。
- 2 この条の規定は、初任給基準表の備考において第14条第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている職員に対しても適用される。

#### 第14条関係

- 1 第13条の規定による号俸の調整に当たり調整の対象とならなかった1年未満の

端数は、この条の第1項各号に定める経験年数として取り扱うことができる。

- 2 この条の第2項に規定する者の経験年数の算定に当たっては、第13条第1項及び第15条の規定による加える年数から除外された1年未満の端数は、同項の規定の適用を受けるものとした場合にその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数として取り扱うことができる。
- 3 この条の規定による調整に当たり、12月で除すこととされる経験年数の月数のうち12月に満たない端数の月数(第7項において「端数の月数」という。)は、18月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる。
- 4 この条の第1項各号に定める経験年数の算定に当たっては、この条の第3項の規定により、第6条第2項の規定に準じて職員として同種の職務に従事した年数以外の年数を経験年数に換算することができる。また、第13条第1項及び第15条の規定の適用を受ける者及びこの条の第2項に規定する者を除き、第7条の規定に準じてその者の経験年数を調整するものとする。

なお、初任給基準表の備考にこの条の第1項の規定を適用する場合の経験年数の取扱いについて別段の定めがなされている次に掲げる規定の適用を受ける職員の経験年数については、それぞれその定めるところによる。

- (1) 医療職俸給表(1)初任給基準表の備考の規定
  - (2) 医療職俸給表(2)初任給基準表の備考の規定
  - (3) 医療職俸給表(3)初任給基準表の備考第2項の規定
- 5 この条の第1項第3号の「前条第1項の規定の適用を受ける者等で人事委員会の定めるもの」は、第5条第2項第3号に該当する者のうち、第13条第1項の規定の適用を受ける者で基準号俸が職務の級の最低の号俸以外の号俸であるものとし、この条の第1項第3号の「人事委員会の定めるところにより得られる経験年数」は、第13条第1項の規定の適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数とする。
  - 6 この条の第1項第4号に規定する「職務に有用な免許その他の資格」には、例えば、同号に掲げる者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」及び「経験者試験」にあつては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格が該当するものとする。
  - 7 この条の第1項の「職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるもの」は、次に掲げる職務であつて任命権者が公務に特に有用であると認めるものとする。
    - (1) その者の職務と同種の職務(職員として在職したものに限る。)
    - (2) 前号に掲げる職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務
  - 8 この条の第1項の「人事委員会の定める者」は、次の各号に掲げる者とし、同項の「人事委員会の定める数」は、当該者の区分に応じ当該各号に定める数とする。

- (1) この条の規定による調整に当たりその者の経験年数の月数のすべてを12月で除すこととされる者(12月で除す月数が60月を超える者及び新潟市職員の管理職手当に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第39号)別表第1に掲げる職を占める職員となった者を除く。)で、端数の月数が3月以上となるもののうち、他の職員との均衡上必要があると認められるもの 端数の月数を12月で除した数に4を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)
- (2) 前号に掲げる者に準ずる者としてあらかじめ人事委員会の承認を得たもの 同号の規定に準じて人事委員会の定める数

9 この条の第1項第5号の「保育士等の職務」は、次に掲げる職務であって任命権者が公務に特に有用であると認めるものとする。

- (1) その者の職務と同種の職務(職員として在職したものに限る。)
- (2) 前号に掲げる職務以外の職務に在職した年数を経験年数換算表に定めるところにより100分の100の換算率によって換算した場合における当該職務

## 第16条関係

「その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号俸が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合」には、当該下位の区分を用い、かつ、当該下位の資格のみを有するものとして第13条又は第14条の規定を適用した場合(例えば試験欄の「短大卒業程度」の区分の適用を受ける者で「短大卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものについて、「高校卒業程度」の区分を用い、かつ、「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格のみを有するものとして第14条の規定を適用した場合)を含むものとし、この場合には、これにより得られる号俸をもって、この条の規定による号俸とすることができる。

## 第17条関係

- 1 この条の規定により職員の号俸を決定する場合には、別に定めるもののほか、「人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について(平成21年新人委第863号)」に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
- 2 この条の第4号の「人事委員会が定める者」は、次に掲げる者とする。
  - (1) 地方公社に勤務する者
  - (2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の職員
  - (3) 第5条関係の第2項第2号又は第3号に掲げる職員
  - (4) 前3号に掲げる者に準ずるものとして人事委員会が認める者

## 第19条関係

- 1 この条の第2項の勤務成績の判定は、昇格させようとする日に得ることができる直近1年間の勤務成績を活用するものとし、かつ、昇格させようとする日に得るこ

とができる直近1年間の勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づいて行うものとする。

- 2 この条の第2項の勤務成績の判定に当たっては、前項の規定によるほか、昇格させようとする日前1年以内に、第31条関係第1項第1号から第3号又は第2項第1号若しくは第2号に掲げる職員に該当することとなる職員については、その者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うものとする。ただし、その者の勤務成績を総合的に判断した場合にその者の勤務成績が良好であることが明らかでないものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。
- 3 この条の第4項に規定するその者の在級していた年数の計算については、民法（明治29年法律第89号）の規定による期間計算の例によるものとする。また、第9条関係第1項の規定は、この場合の計算については適用しない。
- 4 降格した職員（第24条第1項に規定する異動をしたことにより降格した職員を除く。）が昇格する場合におけるこの条の第4項の規定の適用に当たっては、その者が降格前の職務の級以上の職務の級に在職していた年数をその現に属する職務の級に在級している年数として取り扱うことができる。
- 5 この条の第4項ただし書の規定により現に属する職務の級に1年以上在級していない職員を昇格させる場合には、別に定めるもののほか、「人事交流による採用者等の職務の級及び号俸の決定について（平成21年新人委第863号）」に定めるところによるものとする。ただし、特別の事情によりこれらにより難しい場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

## 第20条関係

- 1 「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し」とは、級別資格基準表の職種欄の一の区分に対応する学歴免許等欄の区分が2以上ある場合において、同欄の下位の区分の適用を受ける職員が上位の区分に属する学歴免許等の資格を取得した場合をいい、また、「同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった」場合とは、医療職俸給表(3)級別資格基準表の職種欄の「准看護師」の区分の適用を受ける職員が同欄の「保健師助産師看護師」の区分の適用を受けることとなった場合、一般俸給表級別資格基準表の試験欄の「高校卒業程度」の区分の適用を受ける職員が同欄の「短大卒業程度」の区分の適用を受けることとなった場合等をいう。
- 2 「上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合」には、職員の経験年数又は在級年数が級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に達した場合等単に同表に定める資格基準を満たした場合は含まれない。

## 第21条関係

外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号。以下「外国派遣条例」という。）第2条第1項又は新潟市職員の公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年新潟市条例第35号。以

下「公益法人等派遣条例」という。) 第2条第1項の規定により派遣された後職務に復帰した職員を昇格させる場合において、昇格させようとする職務の級について級別資格基準表に定める必要経年数(ただし、勤務成績が特に良好である職員については、当該年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数とすることができる。)を有しているときは、この条の第1項の規定によりそれらの者を当該職務の級に昇格させることができる。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

## 第22条関係

- 1 この条の第2項の「1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱う」とは、現に属する職務の級より1級上位の職務の級に昇格したものとした場合にこの条の第1項の規定により得られる号俸を基礎として、さらにその1級上位の職務の級に順次昇格したものとしてこの条の第1項の規定を適用することをいう。
- 2 この条の第3項の「初任給として受けるべき号俸」とは、第11条、第13条から第16条まで又は第18条の規定により受けることとなる号俸をいう。

## 第23条関係

教育職俸給表(1)及び教育職俸給表(2)の職務の級3級又は4級から2級へ降格させた場合のこの条の第2項の規定の適用に当たっては、特2級への降格はないものとして取り扱う。

## 第24条関係

第1項の「初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合」には、初任給基準表の備考に異なる初任給の定めのある職務に異動させる場合を含む。

## 第25条関係

- 1 この条の第1項第1号の「免許等を必要とする職務」は、いわゆる免許を必要とする職務のほか、その職務に任用するにあたって任用上の資格等を必要とする職務を含むものとする。また、その免許等を取得した時が新たに職員となった時以前である者については、新たに職員となった時から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなして同号の規定を適用するものとする。
- 2 この条の第1項第1号の規定により異動後の職務に引き続き在職したものとみなして昇格、昇給等の規定を適用する場合には、それぞれその在職していたとみなす時における昇格、昇給等の規定によるものとする。
- 3 この条の第1項第2号の「人事委員会の定める者」については、福祉職俸給表の適用を受ける職員とする。
- 4 この条の第1項第2号の「人事委員会の承認を得て定める基準」が定められるまでの間における同号の規定による号俸の決定については、第41条に定めるところにより個別に人事委員会の承認を得なければならない。
- 5 この条の第2項の「初任給として受けるべき号俸」については、第22条関係第

2項の例による。

## 第27条関係

この条の後段の規定により読み替えられた第25条第1項第2号の「人事委員会の定める者」については、福祉職俸給表の適用を受ける職員とする。

## 第28条の2関係

この条の「人事委員会が定める事由」は、訓告その他の矯正措置を受けたこと又は当該矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして任命権者があらかじめ指定するものを除く。）があったこととする。

## 第29条関係

この条に規定する勤務成績の証明は、その者の勤務成績を判定するに足ると認められる事実に基づいて行うものとする。

## 第31条関係

1 次に掲げる職員（次項各号に掲げる職員を除く。）は、この条の第1項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、第1号から第3号又は第5号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、同項第3号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

(1) 基準期間（この条の第2項第1号に規定する基準期間をいう。以下同じ。）において、減給の処分（その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であると認められるものに限る。）又は戒告の処分（次項第1号に規定するものを除く。）を受けた職員

(2) 基準期間において、訓告その他の矯正措置を受けた職員又は当該矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものとして任命権者があらかじめ指定するものを除く。）があった職員

(3) 基準期間において、3日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員（勤務を欠いた時間が1日の勤務時間の一部である場合であっても、その回数が3回に達するごとに1日として取り扱うものとする。次項第2号において同じ。）

(4) 基準期間において、その者の職務について監督する地位にある者から、勤務成績が良好でないことを示す明白な事実が見られた職員又はこれに相当する職員

(5) 評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間（以下「特定期間」という。）において、第1号又は第2号に掲げる職員となり、新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号。以下「給与条例」という。）第6条第1項後段の規定の適用を受けることとなった職員

2 次に掲げる職員は、この条の第1項第5号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うものとする。ただし、第1号又は第2号若しくは第4号に掲げる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に同項第5号に掲げる職員に該当す

るものとして取り扱うことが著しく不相当であると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、同項第3号に掲げる職員又は同項第4号に掲げる職員に該当するものとして取り扱うことができる。

(1) 基準期間において、停職の処分、減給の処分(前項第1号に規定するものを除く。)又は戒告の処分(その対象となった事実の勤務成績に及ぼす影響の程度が著しいと認められるものに限る。)を受けた職員

(2) 基準期間において、5日以上の日数を正当な理由なく勤務を欠いた職員

(3) 前項第4号に掲げる職員でその態様が著しいもの

(4) 特定期間において、第1号に掲げる職員となり、給与条例第6条第1項後段の規定の適用を受けることとなった職員

3 第1項第1号及び第2号又は前項第1号に掲げる職員で、前年以前の昇給日においてこれらの規定に掲げる処分等の直接の対象となった事実に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

4 第1項第1号及び第2号又は前項第1号に掲げる職員で、前年の昇給日において給与条例第6条第1項後段の規定に基づき昇給区分を決定された職員について、相当と認めるときは、これらの規定に掲げる職員に該当しないものとして取り扱うことができる。

5 この条の第2項各号の「人事委員会の定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1) 新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年新潟市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条の4第1項に規定する代休時間

(2) 勤務時間条例第11条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号。以下「補償法」という。)第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病(外国派遣条例第3条に規定する派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。第9号において同じ。)、又は公益法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。)の派遣先団体(公益法人等派遣条例第2条第1号に規定する派遣先団体をいう。以下同じ。)において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災法」という。)第7条第2項に規定する通勤(当該派遣先団体において就いていた業務に係る就業の場所を補償法第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。第9号において同じ。)による負傷若しくは疾病に係る療養休暇及び特別休暇

(3) 新潟市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(平成19年新潟市人事委員会規則第11号)第2条第1号及び第2号の規定による勤務しないことの承認

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学の教員の業務を行うことについての地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条第1項の規定による許可
  - (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項に規定する育児休業
  - (6) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
  - (7) 勤務時間条例第15条第1項に規定する介護休暇
  - (8) 勤務時間条例第15条の2第1項に規定する介護時間
  - (9) 公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益法人等派遣職員の派遣先団体において就いていた業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは労災法第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病に係る休職
  - (10) 外国派遣職員の派遣
  - (11) 公益法人等派遣職員の派遣
- 6 この条の第2項第1号の基準期間の6分の1に相当する期間の日数及び同項第2号の基準期間の2分の1に相当する期間の日数は、勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日並びに条例第27条に規定する休日等を除いた現日数の6分の1又は2分の1の日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを1日に切り上げた日数)とする。また、職員の勤務しなかった時間のうち1時間を単位とする療養休暇等の時間を日に換算するときは、7時間45分をもって1日とし、換算の結果を合計した後に1日未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 この条の第4項の「人事委員会の定める割合」は、100分の25(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の5以内)とする。ただし、管理職手当規則別表第1に掲げる職を占める職員については、100分の40(そのうちAの昇給区分に係る割合については、100分の10以内)とする。
- 8 この条の第6項の「人事委員会が定める数」は、別表第8のC欄に定める号俸数に相当する数とし、「人事委員会の定める職員」は、前年の昇給日後に、新たに職員となり初任給の号俸を決定された職員又は第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第36条の規定により号俸を決定された職員であって、当該号俸の決定に係る事情等を考慮した場合に、その者の昇給の号俸数をこの条の第6項に規定する「相当する号俸数」とすることが他の職員との均衡を著しく失すると認められる職員とし、これらの職員についての「人事委員会の定める号俸数」は、この条の第1項から第5項までの規定を適用した場合に得られる号俸数を超えない範囲内で、他の職員との均衡を考慮して任命権者が定める号俸数とする。
- 9 職員の昇給については、その実施状況を適切に記録しておくものとする。また、昇給日において職員を昇給させなかった場合又は職員の昇給区分をD若しくはEに決定した場合には、その根拠となる規定を職員に文書で通知するものとする。

### 第 33 条関係

- 1 この条の第 1 号の規定による昇給に関し、その対象となる研修、対象職員の範囲、実施方法その他必要な事項については、研修の目的、内容、成績判定の要領等を考慮して、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。
- 2 この条の第 2 号の規定による昇給に関し、その対象となる表彰又は顕彰、実施方法その他必要な事項については、表彰事由、表彰者等(顕彰にあつては、これらに準じた事項)を考慮して、あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める。
- 3 この条の第 3 号の規定による昇給の号俸数は、2 号俸(退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号俸の 1 号俸下位の号俸を受ける職員にあつては、1 号俸)とする。また、同号の「退職」は、新潟市職員退職手当支給条例(昭和 28 年新潟市条例第 54 号)第 4 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定に該当する退職(勤務公署の移転に係るものを除く。)をいう。

### 第 34 条関係

この条の「人事委員会の定める日」は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 あらかじめ人事委員会の承認を得て定める日

### 第 35 条関係

この条の「職務の級の最高の号俸を受ける職員」とは、各昇給日(第 33 条又は第 34 条に定めるところにより行う昇給については、当該規定に定める日)において現に当該号俸を受けている職員をいう。

### 第 36 条関係

- 1 「上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合」とは、職員が正規の試験の結果に基づき任用された場合及び学歴免許等の資格その他職務の遂行に必要な免許等の資格を取得した場合をいい、単に職員の経験年数が上位の号俸を初任給として受けることができる年数に達した場合を含まない。
- 2 「人事委員会が定めるこれに準ずる場合」は、初任給基準表その他規則に定める初任給の基準が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年数調整表が改正された場合(これらの表の規定に基づくこの通達の定めが改正された場合を含む。)のうち、当該改正に伴い職員の号俸を調整する必要があると認められる場合とする。
- 3 「人事委員会の定めるところ」は、別段の定めをした場合を除き、次の各号に定めるところとする。
  - (1) 職員が現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸に決定することができるものとし、この場合の当該初任給として受けるべき号俸

については、第 22 条関係第 2 項の例による。

- (2) 初任給基準表が改正された場合又は学歴免許等資格区分表若しくは修学年数調整表が改正された場合(これらの表の規定に基づくこの通達の定めが改正された場合を含む。)で、改正後の当該基準の適用を受ける者との均衡上必要があると認められるときは、職員の号俸を改正後の当該基準並びに第 11 条及び第 13 条の規定を適用したもとした場合に得られる号俸に決定することができる。

### 第 37 条関係

この条の規定の適用については、復職時等における号俸の調整等の運用について(平成 19 年新人委第 10 号)に定めるところによる。

### 第 38 条関係

「退職」には死亡が含まれる。

### 第 39 条関係

この条の規定により俸給の訂正について人事委員会の承認を得ようとする場合には、次の第 1 号から第 5 号までに掲げる事項を記載の上第 6 号に掲げる資料を添付して、その承認を求めるものとする。

- (1) 俸給の訂正を要する職員の所属、所属部課、氏名及び職
- (2) 現在の職務の級及び号俸並びにその発令年月日
- (3) 訂正後の職務の級及び号俸
- (4) 訂正予定年月日
- (5) 俸給の決定について誤りのあった事情、誤りの内容及び将来に向つて俸給の訂正を行う理由
- (6) 添付資料
  - ア 人事記録の写
  - イ 訂正に当たっての基礎となる再計算調書(他の職員との均衡上問題がある場合等にはその比較調書を含む。)
  - ウ その他の参考資料

### 級別資格基準表関係

- 1 級別資格基準表中に資格基準が定められていない場合においては別に定めるものとし、当該資格基準が定められるまでの間の当該資格基準による職務の級の決定については、第 41 条の規定により個別に人事委員会の承認を得なければならない。
- 2 次に掲げる規定の「人事委員会が別段の定めをした場合」については、免許所有職員等の経験年数の取扱いについて(平成 19 年新人委第 11 号)に定めるところによる。
  - (1) 医療職俸給表(1)級別資格基準表の備考の規定
  - (2) 医療職俸給表(2)級別資格基準表の備考の規定
  - (3) 医療職俸給表(3)級別資格基準表の備考第 2 項の規定
- 3 福祉職俸給表級別資格基準表の職種欄の「生活支援員」、「言語指導員」及び「介護員」については、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「生活支援員」とは、入所者の社会適応に必要な生活指導及び訓練の業務に従事する職員をいう。
- (2) 「言語指導員」とは、入所する幼児の言葉等の発達支援の業務に従事する職員をいう。
- (3) 「介護員」とは、入所者の介護及び介護に関する指導の業務に従事する職員をいう。

#### 学歴免許等資格区分表関係

- 1 学歴免許等資格区分表の「学歴免許等の資格」欄の「上記に相当すると人事委員会が認める学歴免許等の資格」は、同表の「学歴免許等の区分」欄の区分に応じ、人事院給実甲第 326 号（初任給、昇格、昇給等の基準の運用について）別表に定めるとおりとする。
- 2 学歴免許等資格区分表の大学卒の欄第 3 号の「専門職大学院専門職学位課程」とは、学校教育法第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程のうち標準修業年限（当該標準修業年限が専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 3 条第 1 項の規定により変更されたものである場合にあっては、当該変更がないものとした場合における標準修業年限）が 2 年以上のものをいう。
- 3 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程若しくは大学に置かれる夜間の学部に修学した者又は通信教育等を受講した者については、その者の実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常の課程を卒業し、又は修了したものとみなし、それぞれその者の学歴免許等の資格は当該通常の課程の卒業又は修了と同じに取り扱うものとする。したがって、例えば定時制の高等学校の卒業（修学年数 4 年）は 3 年制の高等学校の卒業と、大学の通信教育の課程の修了は、4 年制の大学の卒業として取り扱う。
- 4 次の各号に該当する者の学歴免許等の資格の取扱いについては、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 学校教育法による大学の 2 年制の課程を修了した者及び同法による大学に 2 年以上在学して 62 単位以上修得した者については、「短大 2 卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。
  - (2) 次に掲げる者については、それぞれ次に定める学校の卒業者又は修了者に準じて取り扱うことができる。
    - ア 学校教育法第 57 条、第 90 条第 1 項（平成 13 年法律第 105 号による改正前の学校教育法第 56 条を含む。）又は第 91 条第 2 項の規定により同法による中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は大学の卒業者又は修了者と同等の資格を有すると認められている者（イに該当する者を除く。）それぞれ当該学校
    - イ 学校教育法第 90 条第 2 項に規定する大学が同項の規定により当該大学に入学させた者 高等学校
- (3) 学校教育法による専修学校の卒業の資格（学歴免許等資格区分表に掲げられて

いる学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。)を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。ただし、それぞれの課程の年間授業時数が、ア、イ、エ又はオにあつては 680 時間以上、ウ又はカにあつては 800 時間以上のものに限る。

- ア 修業年限 3 年以上の専門課程の卒業者 「短大 3 卒」の区分
- イ 修業年限 2 年以上の専門課程の卒業者 「短大 2 卒」の区分
- ウ 修業年限 1 年以上の専門課程の卒業者 「高校専攻科卒」の区分
- エ 修業年限 3 年以上の高等課程の卒業者 「高校 3 卒」の区分
- オ 修業年限 2 年以上の高等課程の卒業者 「高校 2 卒」の区分
- カ 修業年限 1 年以上の高等課程の卒業者 「中学卒」の区分

(4) 学校教育法による各種学校の卒業の資格(学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格及び別表の甲表に定める学歴免許等の資格を除く。)を有する者については、次によりそれぞれの区分に属する学歴免許等の資格を有する者に準じて取り扱うことができる。

- ア 「高校 3 卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者 「短大 2 卒」の区分
- イ 「中学卒」を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程の卒業者 「高校 3 卒」の区分
- ウ 「中学卒」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程の卒業者 「高校 2 卒」の区分

(5) 旧茨城総合高等職業訓練校原子力科(旧茨城総合職業訓練所原子力工業科を含むものとし、高校 3 卒)を入学資格とする修業年限 2 年の課程に限る。)の卒業者については、前号のアに該当する者に準じて取り扱うことができる。

5 学歴免許等資格区分表に掲げられている学歴免許等の資格(別表の甲表に定める学歴免許等の資格を含む。)以外の資格を有する者(前項に定める者を除く。)について、他の学歴免許等の資格を有する者との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て当該資格を同表に定める学歴免許等の資格として取り扱うことができる。

6 別表の乙表に掲げる級別資格基準表又は初任給基準表の適用を受ける職員のうち、別表の乙表の「学歴免許等の資格」欄に掲げる学歴免許等の資格を有する者に当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分を適用する場合における当該学歴免許等の資格の属する区分は別表の乙表の「基準学歴区分」欄に定める区分とすることができる。

#### 経験年数換算表関係

1 経験年数換算表の備考第 2 項の「人事委員会が定めるもの」は、職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)による職業能力開発校その他これに準ずる訓練機関における在校期間(正規の修業年限内の期間に限る。)とし、当該期間について「人事

委員会が別に定める」換算率欄の率は、職員としての職務に直接役立つと認められる期間については100分の80以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は100分の100以下)、その他の期間については100分の50以下(他の職員との均衡を著しく失う場合は100分の80以下)とする。

- 2 学校教育法による大学の一の学部の課程を修了した後に他の学部の課程を修了した場合等同等の学校の課程を重複して修了した場合には、その重複して在学した期間は、経験年数換算表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」として取り扱うことができる。
- 3 国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)附則第3項第3号に掲げる「日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法(昭和59年法律第69号)附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社、日本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された日本国有鉄道若しくは日本電信電話株式会社法(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社の事業と同種の事業を行っていたもので総務大臣の指定するもの」の職員としての在職期間を有する者に経験年数換算表を適用する場合には、当該在職期間を同表の「外国政府職員」としての在職期間として取り扱うことができる。
- 4 在職期間のうち、その従事した職務の内容、責任の度等が、在職した機関等における常勤又は定数内職員のものと同程度異なる場合には、「職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間」として取り扱うことはできないものとする。例えば、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員が事務補助を主たる業務として従事した期間は、「その他の期間」として取り扱い、換算率を100分の80以下とすることをいう。
- 5 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程又は大学に置かれる夜間の学部に修学した者に経験年数換算表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」の区分によるものとし、この場合の換算率は、その修学の実態に応じて定めるものとする。また、各種の通信教育を受講した者に同表を適用する場合には、同表の「学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間」以外の区分のうち、その者の経歴の実態に応じた区分によるものとする。
- 6 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、修学年数調整表関係第2項第1号に修学年数及び調整年数の特例が定められているので、当該実地修練の期間のうちの1年については、経験年数換算表を適用することができない。

#### 修学年数調整表関係

- 1 修学年数調整表の学歴区分欄の「専門職学位課程」については、学歴免許等資格区分表関係第2項の例による。

2 修学年数調整表の備考第5項の「人事委員会が別段の定めをした職員」及び「人事委員会が定める修学年数及び調整年数」は、次に定めるとおりとする。

(1) 昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練を経て医師国家試験に合格した職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

(2) 第5条第2項各号に掲げる職員、同条第3項の規定の適用を受ける職員、医療職俸給表(2)の適用を受ける言語聴覚士及び福祉職俸給表の適用を受ける職員のうち、第7条の規定を適用したものとした場合にその者の経験年数が負となる職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ当該負となる経験年数に相当する年数を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

(3) 昭和50年度以前に入学した商船大学の卒業者又は高等専門学校の商船に関する学科の卒業者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の正規の在学年数の和の年数から減じ、その年数が正となるときはその年数を加える年数として、その年数が負となるときはその年数を減ずる年数として、その者に適用される同表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ加減した年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

(4) 医療職俸給表(3)初任給基準表の備考第3項の規定の適用を受ける者のうち、「短大3卒」の区分以上の区分に属する学歴免許等の資格を有する者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数からそれぞれ1年を減じた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とする。

(5) 次に掲げる職員については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。

ア 学校教育法による大学の2年制の専攻科の卒業者

イ 学校教育法による3年制の短期大学(昼間課程に相当する単位を3年間に修得する夜間課程を除く。)の専攻科の卒業者(独立行政法人大学評価・学位授与機構(旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。)から学士の学位を授与された者を除く。)

ウ 学校教育法による2年制の短期大学の2年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

エ 学校教育法による高等専門学校の2年制の専攻科の卒業者(独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者を除く。)

オ 学歴免許等資格区分表関係第4項第3号カの規定の適用を受ける者

カ 独立行政法人海員学校(旧海員学校を含む。以下同じ。)司ちゅう・事務科の

卒業者

キ 旧海員学校の専修科(「高校3卒」を入学資格とする修業年限1年のものに限る。)、専科又は司ちゅう科の卒業者

ク 旧海技大学校本科の卒業者

(6) 旧海員学校高等科の卒業者については、その者に適用される修学年数調整表の学歴区分欄の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ2年を加えた年数をもって、同表の修学年数及び調整年数とすることができる。

#### 初任給基準表関係

福祉職俸給表初任給基準表の職種欄の「生活支援員」、「言語指導員」及び「介護員」については、級別資格基準表関係第3項の例による。

#### 昇給号俸数表関係

昇給号俸数表の備考の「人事委員会が別に定める職員」は、昭和25年4月1日(医療職俸給表(1)の適用を受ける職員にあつては昭和20年4月1日)以前に生まれた職員をいい、その者の昇給号俸数は、次に掲げる昇給区分に応じ、当該各号に定める号俸数とする。

(1) A 2

(2) B 1

(3) C、D又はE 0